

令和 8 年度（2026 年度）予算の編成方針について

令和 8 年度予算の編成方針を次のとおり定めたので、真庭市財務規則第 6 条の規定により通知する。

記

1 経済状況と国の動向

我が国の経済状況は、内閣府が令和 7 年 9 月 29 日に公表した月例経済報告によると、「景気は、米国の通商政策等による影響が自動車産業を中心にみられるもの、緩やかに回復している」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」としている。

政府が令和 7 年 6 月 13 日に「経済財政運営と改革の基本方針 2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会～」(骨太方針 2025) を閣議決定し、人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、質の高い雇用の確保、本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、構造改革への取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すとしている。

令和 8 年度予算の要求においては、これらの国の経済財政運営の動向を注視しつつ、新政権発足後の地方創生に関する情報等の収集に十分留意し、すみやかに対応していく必要がある。

2 本市の財政状況と財政計画

令和 6 年度決算に基づく本市の財政状況は、歳出ベースでは、バイオ液肥濃縮施設、生ごみ等資源化施設、学習交流センター、太陽光発電設備設置事業等を実施したことにより前年度比 7.4%の増となった。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より 0.8 ポイント悪化して 94.2%となり、財政構造の硬直化が進む結果となったが、健全化判断比率については、いずれの指標も国が示す早期健全化基準を下回り、財政の健全性は保たれている。

令和7年10月に策定した中期財政計画によると、一般財源の確保が困難な状況にあり、令和8年度以降も収支が赤字となる非常に厳しい財政状況を見込んでいる。

歳出においては、人口減少対策等を積極的に推進していく中で、人件費と物価高に加え、障がい福祉、児童福祉関係の増加、久世第二こども園（仮称）などの大型事業の実施など、財政負担の増加が想定されている。

今後の財政運営にあたっては、時代の動きに呼応した地方財政措置を活用するなどあらゆる手段で歳入確保の徹底を図るとともに、事務事業の見直しやdXの推進等による経常経費のコンパクト化を図るなど、将来を見据えて効果や目標から逆算した事業の再構築を進めなければならない。

図1 経常収支比率の推移

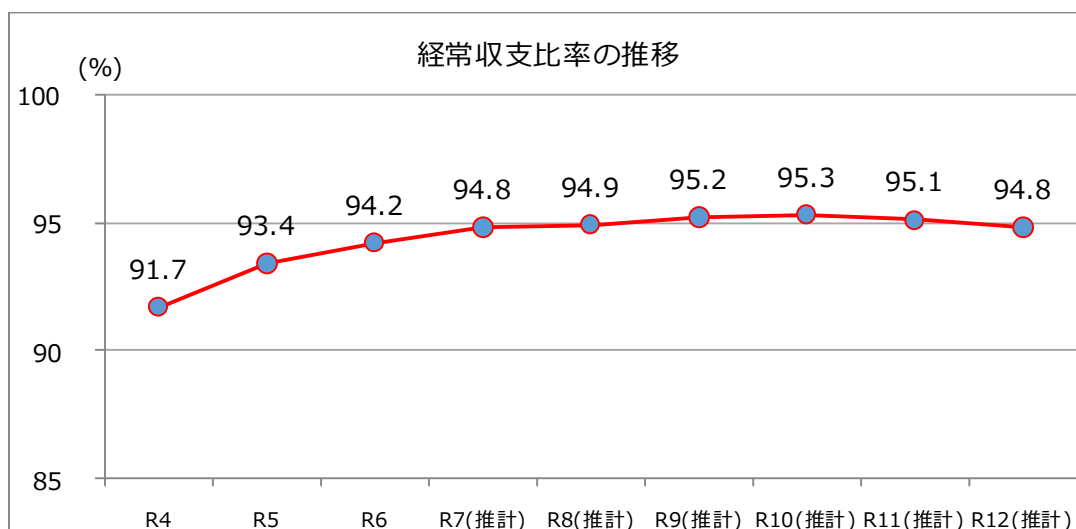


図2 市税の推移（令和7年10月財政計画による推計）

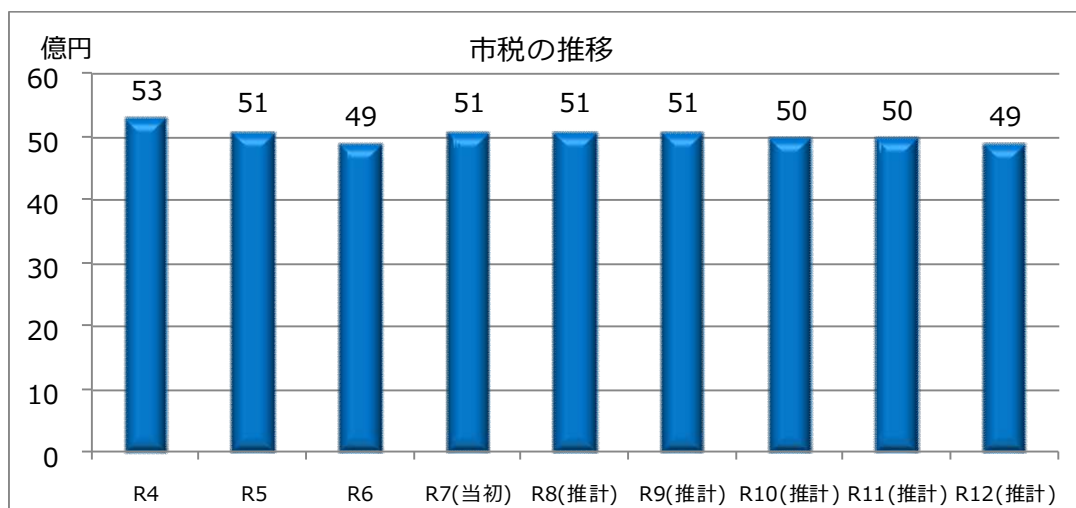


表 1 歳入・歳出の推移（令和 7 年 10 月財政計画による推計）

区分	R4	R5	R6	R7 (6 補後)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)	R12 (推計)
歳入	35,485	36,420	38,651	34,035	33,714	33,420	33,657	33,519	32,960
歳出	33,517	34,388	36,932	34,035	34,851	34,438	34,699	34,567	34,240
収支	1,968	2,032	1,719	0	▲1,137	▲1,018	▲1,042	▲1,048	▲1,280

3 予算編成の基本方針

世界情勢の不安定化による物価高騰、異常気象、地域間格差等、先が見通せない厳しい経済情勢の中にあっても、真庭市を次世代に引き継いでいくため、「真庭ライフスタイル」の多彩性を一層充実・成長させていくことに変わりはない。

安心して出産・子育てができ、地域全体でこどもを支えはぐくむ「みんなではぐくむ子育てのまち」、市民一人ひとりが真の豊かさを実感できる「共生社会まにわ」の実現を目指すとともに、ゼロカーボンシティの実現や行政のデジタル化の推進といった社会環境の変化にも的確に対応する必要がある。

前年度に引き続き厳しい財政状況の中、財政調整基金の過度な取崩に頼らない収支均衡を図り、将来にわたる持続可能な財政運営を確保するため、市税以外の歳入の確保も一層推進するとともに、事業の廃止・縮小も含めたより効果的・効率的な事業手法への見直しや事業の取捨選択を行うものとする。

こうした状況を踏まえ、中期財政計画に基づく持続可能な財政運営を確保しつつ、「第 3 次真庭市総合計画」や今年度策定中の「第 3 期真庭市総合戦略（仮称）」、「真庭市過疎地域持続的発展市町村計画」に沿って、人口減少が続く状況を正面から受け止めた上で、転入促進や出生数の向上などにより人口減少の抑制に全力で取り組むと同時に、人口が減少しても地域がしっかりと機能し、市民一人ひとりが安心して豊かに暮らし続けられる持続可能な社会の構築に取り組む必要がある。

【第 3 期真庭市総合戦略（仮称）の基本目標】

- 1) 真庭の未来を支える「しごと」を生む・繋ぐ、伝える
- 2) 地域内外の繋がりと人の流れを生み、多彩な暮らしを実現する
- 3) こどもと若者の活力があふれ、世代を超えた支え合い・学び合いを実現する
- 4) 安全安心とまちの魅力が調和する、誰もがずっと住みたくなるまちをつくる

4 予算編成に際しての留意点

持続可能な行財政運営を行っていくため、政策目的を明確化した上で、統計や指標等の客観的なデータによる確かな根拠に基づいた政策立案（E B P M）を基本とし、費用対効果や利便性をみても政策効果が高いと判断できる予算編成（ワイズスペンディング）を徹底すること。

また、歳入歳出全般について、無駄を省き、大胆な見直しを行うとともに、メリハリの効いた予算編成となるよう次の点に留意すること。

（１）財源の確保

財源には限りがあることを十分認識し、市税や地方交付税等の確保はもとより、国・県補助制度及び民間資金の活用、市有未利用地等の売却、市税滞納金や税外未収金の回収、受益に対する適正な分担金・負担金の徴収、使用料等の適正化、ふるさと納税制度の活用などあらゆる歳入確保策を講じること。

（２）事業の最適化・部局間連携の促進

社会変容や市民ニーズの変化を捉え、前例踏襲することなく、全ての事業について、ゼロベースによる見直しを行うこと。

特に、限られた経営資源を有効活用し、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、行政評価の結果を踏まえて事業の抜本的な見直しを行い、妥当性・効率性・有効性等の視点により優先順位を精査し、事業の最適化を図ること。

また、複数の部局にまたがる政策課題については、組織の枠を超えて関係部局間で連携し、事業内容が重複することのないよう、事業の一元化を図ること。

（３）スクラップ・アンド・ビルドと終期設定

新規事業又は既存事業の拡充は、その事業が真に市民ニーズに基づくものか、本来市が行うべきものか、目的及び達成目標が明確になっているか、職員体制・業務量は適切か等について十分な検討を行い、財源を確保し、既存事業においては、縮小、廃止などスクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。

さらに、新規事業については、必ず事業の終期又は見直し時期を設定すること（サンセット方式）とし、その期間は、原則として３年以内とするが、効果検証に基づき、適時、廃止を含めた見直しを行うこと。

（４）後年度負担の把握等

計画的な財政運営を確保するため、新規事業を含む各種事業について、常に人件費を含む後年度負担の見込みを把握し、将来多大な財政負担をもたらすことのないよう十分検討すること。

また、施設整備については、必ず計画段階から予算及び管理運営方法の方針を定め、事業化にあたっては、後年度負担の軽減を図るため、最も効率的な財源の活用が図られるよう配慮すること。

（５）役割分担の明確化と民間手法導入の推進

国、県、市、関係団体及び市民のそれぞれが果たす役割を十分に検討し、責任分野と負担区分の明確化を図ること。

また、民間に任せることにより、サービスの質の向上及び経費の削減を図ることが可能な分野については、民営化や指定管理などこれまでの評価を踏まえて様々な民間手法を検討すること。

（６）公共施設等総合管理計画の推進

「真庭市公共施設等総合管理計画」の基本方針に留意して、公共建築物保有量の縮減を図り、維持していく公共施設等は、創意工夫による維持管理費・運営費の縮減や、事後保全と予防保全をバランスよく組み合わせるなど、ライフサイクルコスト（建築整備、維持管理、運営、修繕、解体までのトータルコスト）の最適化に努めること。

また、インフラ施設についても安全確保を最優先に、将来負担を考慮した計画的な維持管理を進めること。

（７）物価上昇・経済動向の把握

歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化し、要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、物価上昇に合せた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映すること。

５ 市債の活用方針

市債については、後年度の財政負担を考慮し、発行抑制を基調とするが、地方交付税により措置される市債（過疎債・辺地債等）については、適債性を判断した上で優先的に活用を図ることとする。また、活用にあたっては、真に充当すべき事業であるか否かの見極めを十分に行うこと。

なお、各計画との整合が必要であるため、計画所管課及び財政課と事前協議の上、要求すること。

6 基金の活用方針

基金については、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、優先的に取り組むべき事業へ活用するなど、適正かつ有効な運営に努めること。基金の活用に当たっては、基金所管課と予算要求課で協議の上、要求すること。

なお、将来に渡って経常的な歳出を伴う事業は、収支バランスを考慮した上で基金に依存しないよう留意すること。

7 年間総合予算

当初予算は、当該年度中に見込まれる財政需要の全てを計上する年間総合予算として編成し、年度途中における補正は、次に掲げる事業等の特別の理由がある場合を除き、補正は行わないので、予測される全ての歳入、歳出について厳重に見積りを行った上で要求すること。

- (1) 国県等の補助事業採択等による事業
- (2) 人事異動及び給与改定に伴う人件費
- (3) 災害復旧事業
- (4) その他補正で対応することが適切と認められる事業

8 特別会計及び企業会計に関すること

特別会計への繰出金及び企業会計への補助金は、一般会計に多大な影響を及ぼしており、適正化を図る必要があることから、事業内容を十分に精査し、必要な見直しを行うとともに、次の点に留意すること。

- (1) 特別会計は、原則として独立採算制の堅持に努めるとともに、一般会計に準じ管理的経費の増嵩を避け、それぞれの会計の設置目的に沿って、年間必要額の積算を行うこと。
- (2) 企業会計は、一般会計との経費負担区分の明確化を図るとともに、経営の総点検を実施し、業務運営の合理化及び能率化に徹し、長期的見通しに立って企業としての独立採算制、経営の健全化、効率化を基礎とした予算見積りを行うこと。

また、国が示す繰出基準等に基づかない基準外の繰出金（赤字補てん等）の解消を目指すため、計画的に縮減を図ること。

9 予算要求基準

歳出予算の分類及び要求基準は次に掲げるとおりとし、すべての経費において予算査定の対象とする。

（１）経常経費【経常Ａ】

決算額の推移や今後の見通しを十分に勘案し、行政運営上必要となる経費（施設管理費、行政運営経費等）については、令和７年度当初予算比 99%以内(▲1%シーリング)で要求すること。ただし、数年おきに発生する検査等の経費や、令和８年度以降に継続的に必要となる経費についても原則枠内で調整することとするが、やむを得ない場合のみ、枠外での要求を認める。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）については、過大な算定とならないよう年間所要額を適正に見積もること。

（２）投資経費【政策Ａ】

普通建設事業等（ハード事業）に係る経費で、イニシャルコスト削減と事業実施に伴う人件費を含めたランニングコスト等の後年度負担についても検討を行い、事業の必要性、効果を明確にした上で、必要最小限の経費を要求すること。

（３）政策経費【政策Ｂ】

政策的事業（ソフト事業）の内、純単独事業（国県支出金、地方債以外の財源で行う事業）にあっては、令和７年度６月補正後予算比 90%以内（▲10%シーリング）で要求すること。

達成したシーリング額においては、50%以内を新規事業、30%以内を部局内の新規事業又は既存事業の調整枠として要求できるものとし、20%は留保財源とする。

決算の状況も踏まえ、継続・拡充・廃止・新規事業の創設などについて判断し、実効性のある事業として要求すること。特に補助金については、交付対象及び目的、効果について十分に検証し、最少の経費で最大の効果を生み出す取組とすること。